

# 「監査基準の改訂に関する意見書」、公表——企業会計審議会総会

去る7月5日、企業会計審議会(会長・平松一夫・関西学院大学名誉教授)は総会を開催した。

前回(2018年6月1日号(No.1513)情報フラッシュ参照)の企業会計審議会監査部会では公開草案について審議がなされ、パブリックコメントに付された。

コメント期間の終了を経て、今回、「監査基準の改訂に関する意見書」が取りまとめられ、公表された。

主に寄せられたコメントと、それに対する金融庁の考え方は次のとおりである。

## 監査人の対応

「監査役等と協議した事項」には実際に協議した事項だけを指すとすると、協議を怠ることによって、センシティブな事項についてあえて「監査上の主要な検討事項」の範疇に入らないような対応をすることが危惧される」とのコメントに対して、「監査基準上、監査人は監査の各段階において監査役等と協議することとされており、その際、監査人がご指摘のような対応を取ることが許容されない」との

回答がされている。

## 適用時期

「3月期決算の趣旨が3月31日決算であれば、3月31日に終了する事業年度(連結会計年度)へ変更した方が、誤解が少ない」とのコメントに対して、「実施時期について、前文においては、3月31日決算を前提とした記載としている。この点や早期適用の開始時期を含め、今後、関係

法令において所要の整備を行うことを予定している」との回答がされている。

## 適用範囲

「会社法の監査報告書にも「監査上の主要な検討事項」を記載すれば、監査役等が自らの責任をより認識することにつながるのでは」とのコメントに対して、「当面、金融商品取引法上の監査報告書においてのみ記載を求め、会社法上の監査報告書においても任意で「監査上の主要な検討事項」を記載することは可能である」との回答がされている。

## 会計

# 公正価値測定基準等文案と設例、検討——ASBJ

去る7月6日、企業会計基準委員会は第388回企業会計基準委員会を開催した。

今回の審議事項は次のとおり。

## 公正価値測定に関するガイド

### ンスおよび開示の検討

第130回金融商品専門委員会(2018年7月20日号(No.1518)情報フラッシュ参照)で検討された、時価の算定に関する会計基準と適用指針の文案、ならびに設例について審議が行われた。

(1) 現時点で基準案に取り込んでいない論点  
事務局から、現時点では、次の項目については、会計基準の文案に取り込んでいないことが示された。

- ① 会計基準の範囲として金融商品以外のものを含めるか否かおよびそれに対する記載の修正
- ② 「公正価値」ではなく「時価」を用いる場合に、「公正価値」を用いないこととしたことの理

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月10日(金)まで	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成30年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
8月31日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成30年5月期) 2カ月延長(平成30年4月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3、9、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

由

③ 時価のレベルに関して適切な理解が行われるための説明

④ IFRS 13号に含まれていない取扱いについて追加的に会計基準および適用指針に含めるか否かの検討(たとえば、その他有価証券に対する期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の使用)

委員からは、「③は重要。他にも『インプット』の定義も依然としてよくわからない。基準では正確を期した表現にして、別途わかりやすい解説を付すなどの工夫をしてほしい」との意見が聞かれた。

(2) 設例

事務局から、IFRS 13号を踏まえて7つの設例が示されたが、委員からは、「設例13『社債債務：現在価値技法』設例14『資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の市場利回りの見積り』は特に理解が困難であり、関係者の理解の助けになるような記述をしてほしい」との意見が出た。事務局から「検討する。設例14については、重要な設例であるが、馴染みがない人にはわかりにくいかもしれない」との回答があった。

会(2018年7月20日号(No.1518)情報フラッシュ参照)

に引き続き、リース会計のわが国における会計基準開発に関する予備的分析について審議され、そのなかから次の論点について、深掘りして検討された。

(1) IFRS 16号およびトピック402の会計モデルの分析

(2) 損益計算書に与える影響の分析

(3) 基準適用に係る財務諸表作成者のコストの分析

このうち(3)については、IFRS 16号を適用する場合、その適用時に要する追加的なコストには、主として次のようなものが想定されると分析している。

① リースを識別するためのプロセスに関するコスト

② リースとサービスの区分のためのプロセスに関するコスト

③ 従来オペレーティング・リースとして注記処理していたリースについて、使用権資産およびリース債務を算定するためのプロセスに関するコスト

④ リース資産から生じる減価償却費およびリース債務から生じる利息費用を計上するためのプロセスに係るコスト

⑤ 会計方針の変更に関するコ

大学の教養課程時代のことが、哲学の授業で指定された教科書『哲学の現場』(井上忠著、勁草書房、1980年)を読もうとしたのだが、1頁さえも読むことができなかった。この本の出だしはこうである。「ソクラテスは逆説である」……これはいきなりつまづくのだ。この本は、今でも手元にある。

なぜ、『哲学の現場』の話を持ち出したかというと、意外にも、暗号通貨のICO<sup>(1)</sup>でこれを目にしたからだ。イントロダクションは「Fallibilism 可謬主義≠SPINDLE」で始まる。

その文献とは、ICOを実行したSPINDLEプロジェクトが用意したホワイトペーパー<sup>(2)</sup>である。ちなみに、このプロジェクトは、ミュージシャンのGACKT氏が参加しているというところで注目されているプロジェクトである。では、SPINDLEのホワイトペーパーのある一文を紹介しよう。非常に集中力を要するので気合を入れて読んでいただきたい。

なりの時間を要するが、もしくは、金等の現物資産の裏付けがない限り、その普及や社会的信認を獲得するにおいて、懐疑的な見解を持つ人間が多く、まずは内部関係者との長い討議、そして、時流情勢を読み取る個々の認証を待ち、2017年春期において、基礎モデルが日本SPINDLE関係者によって創案され、日英の投資銀行出身者、大手コンサルティング会社出身者及び法律関係者、ブロックチェーン技術関係



「nat(半数以上は……と考えていた)」とある。不思議なことに、原文にはどこを探しても“convinced”に対応する語句はない。この英文は、ホワイトペーパーを勝手に意識したものなのだろうか? この読解困難な原文を、こんなふうに英訳できる人は恐るべき読解力の持ち主だと思おう。それとも、(中心メンバーは日本人だから、あり得ないことだが)実は英語版<sup>(4)</sup>が先に書かれていて、プロジェクトを理解していない人物が無駄に難解な日本語に訳したものが、チェックも受けずに正式版とされたのだろうか?

このホワイトペーパーを読みたいと興味をお持ちの方には残念なことだが、現在では、SPINDLEプロジェクトのホームページからこの「日本語版ホワイトペーパー1.3」を手に入れることはできないようだ。

ICOで発行されたSPINDLEコインには価値を感じないが、この入手困難なホワイトペーパーはとても貴重なもののような気がする。「哲学の現場」と同様、大事にとっておこう。

(三田 哉)

(1) Initial Coin Offering

(2) 簡易なプロジェクト概要の説明書 <https://icoventing.com/news/spindle-introduction>

(3) 米国では百ドルのホワイトペーパーを書いてくれる委託先があるようだ。

スト

委員からは、「コストはおおよその分析のとおりだが、コストとベネフィットの比較の分析も必要では」との意見が出され、事務局からは「ベネフィットの掘下げをする場合はユーザーサイドの意見が大事。また重要性基準にも関わるので、日本基準では300万円基準があるが、そのようなコストと重要性のバランスが論点」との回答があった。また、別の委員からは「増加するコストだけでなく、減

少するコストがあるのでは」といった意見も出された。

### IASB8号修正案への「コメント対応」

第22回IFRS適用課題専門委員会(2018年7月20日号(No.1518)情報フラッシュ参照)で検討された、IASBから出された公開草案「会計方針の変更」(IAS8号の修正案)へのコメント対応について審議された。

委員からは特段の反論も聞かれず、コメントレターへの提出が了承された。

## 会計

# 7月ASAF会議の発言案、引き続き検討

ASBJ、ASAF対応専門委

去る7月5日、企業会計基準委員会は第71回ASAF対応専門委員会を開催し、7月に行われるASAF会議での発言案について検討を行った。

### 共同投資家調査

香港公認会計士協会(HKICPA)およびイタリアの会計基準設定主体(OIC)が行ったアンケートでは、「共通支配下のM&Aは第三者とのM&Aと実質が異なる」と多くの投資家が回答しており、その実質を評価する際に「M&Aから生じる相乗的影響」および「公正な市場価

した交換」の2つの要因は決め手となるか。

### ASBJ事務局の発言案

すべての企業結合取引は、第三者との取引であるうと共通支配下の取引であるうと、M&Aによって得られるさまざまな効果を総合的に判断して行われるため、相乗的影響のみで取引の実質を判断すべきではない。

### 測定アプローチ

IASBスタッフは、非支配株主に影響を与える共通支配下の取引について、非支配株主が「企業への将来の正味キャッシュ・イン・フローの見通し」および「企業の経済的資源に対する経営者の受託責任」を評価するのに役立つ情報を提供するにあたり、次の3つの会計処理方法について検討を行っている。

- ① 歴史的原価
- ② 現在価値
- ③ 簿価引継法

値を反映した交換」を重要視していることが示唆された。これらの調査結果を踏まえて、ASAFメンバーへ次の質問事項が提示され、ASBJ事務局は次のような発言案を示した。

### ASAFメンバーへの質問

仮にHKICPAおよびOICが企業結合のために2つの会計処理方法を開発する場合、ある取引の会計処理方法を決定する際に、「M&Aから生じる相乗的影響」と「公正な市場価値を反映

られており、ASBJ事務局は次のような考えを示した。

### 「気づき事項」

非支配株主にとって現在価値アプローチがコスト・ベネフィットの観点からも有用な情報を提供すると分析しているが、非支配株主が存在する場合であっても、その構成や属性により情報ニーズは異なるため、必ずしも取得法が有用な情報を提供するとは限らない。

### 基準設定アジェンダへの移行

IASBスタッフは2018年後半に基本財務諸表プロジェクトの最初のデュー・プロセス文書をEDとDPのどちらにするのか意思決定を求める予定だ

が、当該決定より前に本プロジェクトをリサーチ・アジェンダから基準設定アジェンダに移行することをIASBとASAF会議に問うことを予定している。基準設定アジェンダに移行できれば、DPだけでなくEDも公表できるようになるからだ。

基準設定アジェンダに移行することについて、ASBJ事務局は次の発言案を示した。

基準設定アジェンダに移行させることは時期尚早であり、最初のデュー・プロセス文書をDPにしたうえで、基本的な考え方や持分法投資損益の表示方法について議論を尽くすべきである。

(図表) IASBスタッフによる①～③に関する初期評価

主な利用ユーザー	特徴	① 歴史的原価	② 現在価値	③ 簿価引継法
非支配株主	受入企業に対し無限の持分を有しており、BCUCC取引は彼らの既存持分に影響を与える可能性がある。残余持分リスクにさらされている。	提供しない	提供する	提供しない
債権者および融資者	受入企業に有限の持分を有しており、BCUCC取引は彼らの既存持分に影響を与える可能性がある。信用および流動性リスクにさらされている。	提供しない	提供しない	進行中
最終支配企業	BCUCC取引の前後ですべての結合当事企業を支配する。情報ニーズを満たすに当たり受入企業の財務諸表のみに依拠しない。	提供しない	提供しない	提供する
予想される出資者	BCUCC取引時において結合当事企業のいずれにも既存持分を有しない。	提供しない	進行中	進行中

## この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年7月6日	監査基準の改訂に関する意見書	金融庁	国際的な動向を踏まえつつ、わが国の監査プロセスの透明性を向上させる観点から、監査報告書において「監査上の主要な検討事項」の記載を求めることとするもの。なお、パブリックコメントに対する金融庁の考え方は以下を参照。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180706.html">https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180706.html</a>	2018年8月1日号 情報フラッシュ
2018年7月6日	租税特別措置法関係通達(法人税編)等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	平成30年度の法人税関係法令等の改正に対応し、租税特別措置法関係通達(法人税編)等につき所要の整備を行ったもの。 <a href="http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/180629/index.htm">http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/180629/index.htm</a>	—
2018年7月9日	7月5日からの大雨により被害を受けた皆様方へ		災害により被害を受けた場合における、申告・納税等に係る手続等を簡潔にまとめている。 <a href="http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0709.htm">http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0709.htm</a>	—

### 金融

## 拡大する貿易摩擦の米長期金利への影響

米労働省が発表した6月の雇用統計は、非農業部門の雇用者

数が前月比で21万3千人の増加、失業率は4.0%で前月比0.2ポイント悪化した。市場予想の19万5千人を上回った。失業率は悪化したとはいっても年単位でみた改善傾向には変わりはなく、自発的失業者の前年比約15万人減少と合わせると、失業率は順調な雇用改善傾向を示している。したがって、今回の雇用統計は米FRBの利上げ計画を後退させる内容ではなく、引き続き米短期金利は上昇傾向を示すだろう。

一方で、長期金利は上昇が頭打ちとなっている。直近では5月に3%台を付けていた米10年物国債利回りは、その後3%台を割り込み、7月前半が過ぎようとしている時点でも2.9%台も割り込んだままになっている。

あえて原因を探れば、1つには今回の雇用統計で、平均時給が26.98ドルと前年同月比2.7%増にとどまったことがある。やはり2008年の金融危機前の水準である3%台に乗せることが1つの基準と考えられる。

ば、物足りなさは否めない。

長期金利の上昇が頭打ちになっているもう1つの要因は、対中国を筆頭に貿易摩擦が拡大している状況がある。トランプ政権が7月10日に発表した中国の知的財産侵害に対する制裁関税の追加措置案によると、衣料品や食料品など2千億ドルに相当する6,031品目の輸入に10%の追加関税を課すことになっている。これ自体、当初

アメリカが7月6日に課した中国からの輸入品に対する関税を中国が報復関税という形で対応したため、それに対する報復となっている。

関税強化はアメリカ国内での増税と同じ効果で、国内景気に与える悪影響は無視できなくなる。米長期金利上昇の抑制要因であり、この長短金利差縮小によるイールドカーブのフラット化自体も金融機関の収益にマイナスの影響を与え、国内景気の足かせとなる。金利動向を占う際に、雇用統計よりも貿易摩擦の拡大が大きな焦点になりつつある。

日米2国間での協議を重ねた。しかし、今回の米中貿易摩擦では、仕掛けた側のトランプ政権は目的・目標をはっきりさせないまま、いきなり関税の引上げを実施し、相手側の中国もすぐに対抗措置に出た。これは過去の貿易摩擦との大きな違いであり、今後問題がどう収束していくか、まったく予想がつかない理由である。

現在、明らかになっている米中の輸入関税の金額から、米経済にとってはそれほど大きな影響はないだろうといった予想が飛び交っている。しかし、米中の関税の引上げの影響はどこへ及ぶかわからない。

日本は現在、アメリカから鉄鋼、アルミの輸入関税引上げを宣告され、自動車も追加措置が予告されている段階にある。加えて中国からアメリカへの広範かつ膨大な輸出品には日本製部品が多く組み込まれているため、米中貿易摩擦からも到底無傷では済まない。

7月に入って、世界中の株価は米中貿易摩擦の進展に引っぱき回されている感がある。ただ株価は下げ一方ではなく、いったん、悪材料出尽くしという判断ができれば、反発するのが救いである。

## 米中貿易戦争、予想のつかない収束

### 証券

7月6日、米中両国が340億ドル相当の製品に対し25%の関税適用を予定しており実施した。さらに米政権は7月10日、2,000億ドル相当の中国製品に10%の関税を追加で適用する方針を公表した。中国もただちに同規模の報復措置をとると表明し、まさに貿易戦争へのエスカレートである。

ただ、米国から中国への輸出額は2017年で1,303億ドル、中国側には2,000億

ドル規模の追加関税に対抗する枠がないという、皮肉な現実がある。そこで中国は関税率を高めた。中国企業への出資を制限したりするなど、別な措置で2,000億ドル規模の対抗策をとると予想されている。

世界1、2位の経済大国間の貿易摩擦として1980年代の日米貿易摩擦がある。当時、アメリカは米産業の競争力回復を図って、対日貿易赤字を縮小するという目標をはっきりさせ、